

平成 28 年度における事業者によるダイオキシン類の測定結果

ダイオキシン類対策特別措置法第 28 条の規定により、廃棄物焼却炉等を設置する事業者は、年 1 回以上、排出ガス等のダイオキシン類による汚染の状況について測定し、その結果を市長に報告することを義務づけられています。

平成 28 年度において市内で報告義務のある大気排出基準適用施設 3 施設（2 事業所）ありましたが、3 施設から測定結果の報告があり、全ての施設が排出基準に適合していました。

平成 28 年度 ダイオキシン類測定結果

事業場 No.	事業場名	所在地	施設 No.	ダイオキシン類(排出ガス)			ダイオキシン類(燃え殻)			ダイオキシン類(ばいじん)			備考
				試料採取日	測定結果 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	基準	試料採取日	測定結果 (ng-TEQ/g)	基準	試料採取日	測定結果 (ng-TEQ/g)	基準	
1	門真市クリーンセンター	門真市深田町 19 番 5 号	1	H28. 10. 31	0. 98	1	H28. 5. 18	0. 026	-	H28. 5. 18	0. 56	-	No. 4 廃棄物焼却炉燃え殻、ばいじんについて、ともに薬剤処理をしている。
							H28. 7. 28	0. 0063		H28. 7. 28	0. 85		
							H28. 10. 31	0. 011		H28. 10. 31	0. 74		
2			2	H28. 11. 22	0. 013	1	H28. 11. 22	0. 034	-	H28. 11. 22	0. 74	-	No. 5 廃棄物焼却炉燃え殻、ばいじんについて、ともに薬剤処理をしている。
							H29. 1. 10	0. 0093		H29. 1. 10	1. 2		
3	美馬建設(株)	門真市島頭 3 丁目 10 番 15 号	3	H28. 11. 25	0. 83	5	H28. 11. 26	0. 15	3	H28. 12. 19	0. 53	3	

燃え殻、ばいじんについては、薬剤処理をしている場合には基準はありません